

内閣參質一八六第四一號

平成二十六年三月二十日

内閣總理大臣 安倍晋三

參議院議長山崎正昭殿

參議院議員江口克彦君提出我が國の法律の整備改廃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員江口克彦君提出我が国の法律の整備改廃に関する質問に対する答弁書

一について

法務省の集計によれば、平成二十六年二月二十八日現在で、現行の法律の件数は千九百十件、実効性を喪失した法律の件数は百五十五件である。なお、実効性を喪失した法律は、現行の法律ではないと整理している。

二について

昭和二十九年の法令の整理においては、戦争中及び戦後を通じて複雑膨大化した行政機構の改革に併行し、行政事務を整理するため、内閣に置かれた法令整理本部における検討に基づき、実効性を喪失したものや事務を簡素化すべきもの等について、所要の改廃を行った。

また、昭和五十七年の法令の整理においては、行政の各般にわたる徹底した簡素化・効率化を進めるため、内閣に置かれた行政改革本部における検討に基づき、実効性を喪失したものや事務を簡素化すべきもの等について、所要の改廃を行った。

なお、中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）においても、省庁再編後の新府省に

引き継ぐ必要のない実効性を喪失した法律等を廃止している。

### 三について

行政改革については、国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現できるよう、絶えず必要な取組を通じて、行政の無駄や非効率を排除することとしており、その中で、既存の法律の整理合理化についても、今後、必要に応じて検討してまいりたい。